

災害時の相談体制を強化 ～東京三弁護士会と特別法律相談の協定を締結～

八王子市は、大規模災害発生時における被災者支援体制の充実を図るため、東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び東京三弁護士会多摩支部）と「災害時における特別法律相談に関する協定」を締結いたします。つきましては、以下のとおり協定締結式を行いますので、お知らせします。

1 締結式について

(1) 日 時 令和8年（2026年）3月19日（木）15時05分～

(2) 場 所 八王子市役所事務棟3階 特別会議室

(3) 出席者

東京弁護士会 災害対策・東日本大震災等復興支援委員会委員長

貞弘 貴史（サダヒロ タカフミ）

第一東京弁護士会 災害対策委員会委員長

神田 友輔（カンダ ユウスケ）

第二東京弁護士会 災害対策委員会委員長

石毛 和夫（イシゲ カズオ）

東京弁護士会 多摩支部副支部長

宇都宮 隆展（ウツノミヤ タカノブ）

第一東京弁護士会 多摩支部副支部長

鈴木 匡（スズキ タダシ）

第二東京弁護士会 多摩支部支部長

杉野 公彦（スギノ キミヒコ）

他5名

八王子市 市長 初宿 和夫

2 協定について

(1) 名 称 災害時における特別法律相談に関する協定

(2) 内 容 市が被災者に対する法律相談を実施する際、東京三弁護士会から
弁護士派遣などの協力をいただく仕組みを定める。